

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から同年 9 月まで

私は、当時、A施設において 20 人から 30 人で共同生活をしていた。施設では、入所者の生活に係るすべてのことを担当係が行う慣習があり、国民年金保険料に係る納付担当者もいたが、名前等は記憶していない。

現在所持している年金手帳によると、初めて国民年金被保険者となった日が昭和 51 年 5 月 1 日と記録されていることから、同年 9 月までの期間、納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、国民年金被保険者資格の取得の届出を適切に行っている上、申立期間後に係るすべての国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号の払出時期は昭和 51 年 11 月であることが確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することは制度上可能であることから、申立内容に不自然さはみられず、経済状況の変化等、A施設において申立人が国民年金保険料を納付することが困難となる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 51 年 5 月から共同生活をしていた A 施設の担当者が申立期間に係る国民年金保険料を納付したと申し立てており、当時も当該施設に在籍していた現在の施設長は、「入所から退所までの期間、私有財産のすべてを担当者が事務管理する。入所後、基本的に全員が国民年

金に加入し、担当者が当該私有財産から国民年金保険料を納付する。不足時は、共同体会計から支出する。申立人の退所前である申立期間の国民年金保険料は、いずれにしても納付したはずである。私自身の国民年金保険料も納付済みである。」と供述しているところ、当該施設長の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであることが確認できることを踏まえると、当該施設の担当者が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日までについて、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A株式会社を昭和 48 年 9 月末日で退職し、翌日から B 株式会社に勤務した。同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 48 年 10 月 1 日であり、社会保険庁（当時）の記録が同年 11 月 1 日となっているのは納得できない。

申立期間②について、私が所持している給与明細書と厚生年金保険の記録を確認したところ、相違しているので調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、昭和 59 年 10 月 1 日に 34 万円、60 年 10 月 1 日に 24 万円及び 61 年 10 月 1 日に 34 万円と定時決定されていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び同僚は申立期間②において、B 株式会社の経営状態に大きな変化は無く、申立人の勤務状況も変化は無かったと供述しているところ、申立期間②において厚生年金保険に加入している役員及び

従業員全員の標準報酬月額を調査したが、申立期間②において標準報酬月額が引き下げられている者はいない上、申立人が所持しているB株式会社における給与支給明細書の写しなど、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において申立人の主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人がB株式会社において昭和48年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できており、雇用保険の被保険者資格も同日に取得していることが確認できる上、同僚4人についても厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格を取得した日が一致していることが確認できることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難い。

また、同僚のC氏は申立人が申立期間①においてB株式会社で勤務していたことがうかがえる旨の供述をしているものの、同氏は申立人より4か月遅く厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、ほかの同僚3人からは申立人が申立期間①において同社で勤務していたことがうかがえる供述が得られず、申立人が申立期間①において、B株式会社に勤務していた事情を見出すことはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 609 (事案 451 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間において、株式会社 A に正社員として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無かった。

また、地元では、株式会社 A は大きい会社であったので、正社員ならば当然、厚生年金保険に加入していたはずである。

前回の申立ての際には何も提示できなかったが、今回、株式会社 A の内定通知書が見つかったので再度申し立てることにした。

私が申立期間において当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が株式会社 A における上司及び同僚の氏名を覚えておらず、同期入社複数の同僚も申立人を覚えていないこと、当該事業所において申立人に係る人事記録は無く、申立事業所における雇用保険の被保険者資格の記録も無く、申立期間当時、事業所索引簿によると厚生年金保険の適用事業所に該当していた当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は今回の申立てに当たり、新たに株式会社 A が申立人の出身大学の就職課長宛てに送付した昭和 46 年 10 月 30 日付けの内定通知書を提出しているが、当該内定通知書は申立事業所に勤務し厚生年金保険料を給

与から控除されていたことを確認できるものではなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 611 (事案 135 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ごろから43年ごろまで

私は、A株式会社に昭和21年から43年までの期間において勤務したが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が25年2月1日から26年6月21日までの期間しか見つからなかった。

昭和27年から28年ごろに入社した同僚の供述を新たな資料として提出する。

前回の調査で陳述の内容を聞き入れてくれないのは納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務したとするA株式会社における各事業所のうち、同社B支店を除く事業所について厚生年金保険が適用された事業所であった記録は確認できないこと、同社に当時の資料は保管されておらず、申立人が同社に勤務していたことが確認できないこと、同社に勤務した同僚から申立人の勤務状況が確認できないこと等から、平成20年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立期間にA株式会社において勤務していたことを示す資料として、新たに同社労働組合の記念品の写真を提出し、同社に勤務していた前述の同僚とは別の者から事実関係を確認してほしいと申し立てたが、申立内容及び提出された資料については委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成21年5月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立ての事業所に勤務していた前述の複数の同僚とは別の者から事実関係を確認してほしいと主張したことから、申立人が名前を挙げた当該同僚から供述を得たが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 24 日から同年 6 月 1 日まで
私はA事業所（現在は、B事業所）に昭和 59 年 5 月 24 日から任用され、C学校で臨時教諭として勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するD教育委員会の人事異動通知書及び同委員会が発行する履歴証明書により、申立人が申立期間においてC学校において臨時教諭として勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間を含む申立期間前後の期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚の任用日を調査したところ、任用日と被保険者資格の取得日が一致しない者が複数みられることから判断すると、当該事務所においては、臨時的任用教員の厚生年金保険の加入手続に関し、統一的な事務処理が行われていなかったことがうかがえる。

また、B事業所は、「当時の給与関係事務は、各事業所単位で行っていた。保存年限を経過しているため資料等は残っておらず、申立人に係る社会保険の加入手続及び保険料控除については不明。」としているが、任用日が昭和 59 年 4 月 5 日で、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日である同僚が保管する当該期間の給与明細書によると、同年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認でき、ほかの同僚からも厚生年金保険に加入する前の期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られないことから判断すると、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除

されていなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

私は、有限会社Aの当時の事業主から、「何とか助力してもらえないか。」と直接頼まれたので、販売員ではなく経営手助けのスタッフとして昭和36年4月に同社に入社し、経営等に係る相談に携わる給与制の正社員として途中で雇用形態等を変更することなく継続して勤務していた。

当時の事業主や会社の内部に係る事情等は覚えていない上、当該事業主及び経理担当者は既に亡くなっているが、当時の会社の経営状況から考えると厚生年金保険の加入期間がわずか2か月間であることは考え難いので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aに勤務した期間に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、同社に当時の雇用関係等に係る資料は保管されていないことから、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

また、有限会社Aにおける当時の事業主は既に亡くなっているほか、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる現在の事業主及び申立人の妻を含む同僚3人について確認したところ、現在の事業主は申立人を記憶しておらず、申立人の妻は当時のことを記憶していない上、ほか一人の同僚は病気のため供述を得ることができないことから、申立内容を確認することができない。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日はオンライン記録と同じ昭和

38年7月1日であることが確認でき、さかのぼって訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。